

いの町告示第 179 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間にいの町が発注する物品の購入（製造を含む。）、役務の提供等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和 6 年 12 月 2 日

いの町長 池田 牧子

第 1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、申請日の前日において 1 年以上の営業実績を有する者で、第 1 の二に定める資格審査事項により審査し、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録された者とする。ただし、審査基準日（競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日。以下「審査基準日」という。）において第 1 の一に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

一 競争入札に参加する資格を有しない者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 希望する営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 4 直前 1 年間に手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- 5 納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者。ただし、町長が別に定める一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出時までに関納した場合は、この限りでない。
- 6 いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（いの町規則第 22 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者

二 資格審査事項は、次に掲げるものとする。

- 1 審査基準日の直前 2 年以上の期間事業を継続している者にあつては直前 2 年の、2 年未満の期間事業を継続している者にあつては直前 1 年の各事業年度における販売高又は製造高について算出した年間平均販売又は製造の実績高

- 2 審査基準日の前日における営業年数
- 3 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人の場合は純資産の額を、個人の場合は次年繰越の純資本金の額をいう。）
- 4 審査基準日の前日における事業に従事する者の数

第2 提出方法

電子申請とする。いの町電子申請サービス内の「令和7年度 いの町競争入札参加資格審査申請（物品製造・役務の提供等）」より、「標準様式（物品製造・役務の提供等）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の添付資料を添えて提出すること。

なお、やむを得ない場合においては、書面による申請もできるものとする。その場合は印刷した「標準様式（物品製造・役務の提供等）」に以下の書類を添えていの町役場管財契約課宛に持参または郵送すること。

- (1) 営業所一覧表（「標準様式（物品製造・役務の提供等）」内 様式4-2）
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 財務諸表類の写し（法人の場合は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人の場合は青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告書）及び確定申告書B。審査基準日の直前1事業年分）
- (4) 納税証明書（完納証明）の写し
※申請日から3ヶ月以内の発行日のもの
- (5) 委任状（支店等に委任する場合）
- (6) 営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で国又は地方公共団体の許認可が必要な業種の場合のみ）
- (7) 代表者身分証明書の写し（個人のみ）
- (8) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (9) その他町長が必要と認める書類（こちらが求めた場合のみ）

第3 受付期間

令和7年1月14日から令和7年2月28日まで（郵送による申請を認め、受付期間中の消印は有効とする。ただし、宅配便を使用のときは令和7年2月28日必着とする。）とする。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

第4 有資格者の追加登録

追加登録は、令和7年4月1日から随時受け付けるものとする。追加登録における審査基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日とし、追加登録の日は申請書を受理した日の属する月の翌々月の初日とする。

第5 資格審査結果の通知及び資格の取り消し

- 一 資格審査の結果は、競争入札に参加する資格を有しないと決定された申請者のみ、郵送により通知するものとする。
- 二 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
 - 1 審査基準日以降に第1の一の1から6までのいずれかに掲げる事項に該当することとなった者
 - 2 申請書及び添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をした者

第6 指名停止等

有資格者が、業務等に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、別に定める基準により指名停止等を行う。

第7 申請書の変更届

- 1 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、町長が別に定める競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号）を直ちに町長に提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称及び所在地
 - (2) 営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
 - (4) 電話番号及びファクシミリ番号
 - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

第8 留意事項

平成20年度より長期継続契約の締結ができるようになっている。この場合、4月1日の履行開始前に入札等を実施することとなり、従来より早い時期になる。なお、長期継続契約は、「各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として複数年度にわたり契約を締結する」ことになるので、契約を締結しても、その後にその予算が削減・減額された場合は、契約を解除・変更するなどの可能性がある。

第9 資格者名簿の公表

資格者名簿は、いの町役場1階情報公開コーナーの閲覧所において、閲覧に供する方法により公表する。